一二〇	プラスチック製造業	一〇	二〇	一〇	一五	(一)　大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの（(三)に掲げるものを除く。）については、第三欄(1)(ロ)の値は、二五とする。	(二)　窒素又はその化合物又は乳化助剤と原料又は乳化助剤として使用するもの（(三)に掲げるものを除く。）については、第三欄(2)(ロ)の(1)の値は、(イ)及び(ロ)並びにそれぞれ二〇、三五とする。	(三)　窒素又は乳化助剤と原料又は乳化助剤として使用するもの（(三)に掲げるものを除く。）については、第三欄(2)(ロ)の(1)の値は、(イ)及び(ロ)並びにそれぞれ二〇、三五とする。				
一二一	合成ゴム製造業	一五	二五	一〇	一五	(一)　大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの（(二)に掲げるものを除く。）については、第三欄(1)(ロ)の値は、四五とする。	(二)　窒素又はその化合物又は乳化助剤と原料又は乳化助剤として使用するもの（(三)に掲げるものを除く。）については、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、一〇とする。					
一二二	有機化学工業製品製造業（整理番号一〇九の項から前までに掲げるものを除く。）	一五	七〇	一〇	一五	(一)　窒素又はその化合物を原料として使用するもの（(二)に掲げるものを除く。）については、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、三五とする。	(二)　イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程については、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、一五、三〇とする。	(三)　メラミン製造工程については、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、一五とする。				

一二〇	プラスチック製造業	一〇	二五	一〇	一五	(一)　窒素又はその化合物又は乳化助剤と原料又は乳化助剤として使用するもの（(三)に掲げるものを除く。）については、第三欄(2)(ロ)の(1)の値は、(イ)及び(ロ)並びにそれぞれ二〇、三五とする。	(二)　窒素又はその化合物又は乳化助剤と原料又は乳化助剤として使用するもの（(三)に掲げるものを除く。）については、第三欄(2)(ロ)の(1)の値は、(イ)及び(ロ)並びにそれぞれ二〇、三五とする。	(三)　窒素又は乳化助剤と原料又は乳化助剤として使用するもの（(二)に掲げるものを除く。）については、第三欄(2)(ロ)の(1)の値は、(イ)及び(ロ)並びにそれぞれ二〇、三五とする。			
一二一	合成ゴム製造業	一五	四五	一〇	一五	窒素又はその化合物又は乳化助剤と原料又は乳化助剤として使用するもの（(二)に掲げるものを除く。）については、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、一〇とする。						
一二二	有機化学工業製品製造業（整理番号一〇九の項から前までに掲げるものを除く。）	一五	七〇	一〇	一五	(一)　窒素又はその化合物を原料として使用するもの（(二)に掲げるものを除く。）については、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、三五とする。	(二)　イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程については、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、一五、三〇とする。	(三)　メラミン製造工程については、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、一五とする。				